

# クローン人間禁止法の政治過程 —生命倫理問題の決定の選択肢を探る—

田 村 充 代

## 目 次

- 序 政治と生命倫理
- 第1章 日本における生命倫理問題の決定
- 第2章 日本におけるクローン人間産生禁止の過程
- 第3章 諸外国のクローン人間産生禁止の動向と国際基準作成への動き
- 第4章 日本のクローン人間政策の評価
- 第5章 生命倫理政策オプション
- 終 章 生命倫理に関する政策の課題

## 序 政治と生命倫理

生命や身体に関する問題は個人的な問題である。自己決定権が最も認められている分野でもある。しかし、現代医療の技術の発展、科学技術の変化によって生命や身体の問題はもはや個人で判断する問題ではなく、社会・国家、あるいは国際レベルの決定が求められる集合的選択の問題となった。

1960年代に人工妊娠中絶や避妊などの問題によって顕在化した倫理的問題群は「生命倫理（bioethics）」問題と呼ばれ、生命倫理学と呼ばれる新しい学問分野も登場した。そこには倫理的問題の「正しい」答えを求める期待と、対立する倫理間の調整の役割が求められた<sup>(1)</sup>。しかしながら、問題の困難性と社会の多様化によって、一学問はその期待のすべてに応えることはできなかった。市民に最も大きな影響を与える決定は立法府によって行われることが多くなってきたのである。

ひとたび立法の問題となれば、政治学が研究対象としてこの難間に取り組むことは必定と考えることもできるが、実際に調査・分析を行っているのは法律学や社会学、倫理学の一部の研究者であり、政治的には洋の東西を問わず「社会問題（social issues）」として政治的重要課題とはみなされずにきた。法律学では、立法の内容について国際比較を含め、多くの研究がなされてきたが、立法過程においては、生命倫理関連の法案は重要課題として扱われず、いわばB級、C級法案として扱われてきたと言うことができよう。

このような政治状況、そして政治学の状況を踏まえ、本論では生命倫理問題を政治の問題として捉え直す試みを行う。ここでは日本のクローン人間に関する規制の形成過程を調査・分析し、国際的な規制形成過程との比較も行うことによって、日本の政策形成における問題点を指摘し、今後の課題を提示する。

（ここで「クローン人間」とは、ヒトクローン胚を作成する技術によって誕生する人間を指し、「ヒトクローン胚」とは、ヒトの体細胞であって核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚を意味する。）

---

(1) 米本昌平「生命倫理研究批判」『生命倫理』Vol. 9, No. 1, 1999年9月 日本生命倫理学会 pp.25-29.

## 第1章 日本における生命倫理問題の決定

日本における倫理的問題の決定方法は一様ではない。「生命倫理」という概念が政策決定の場に根付いていないことから、問題が表面化してはじめて、対応する政策のオプションを考える、という傾向がある。また、後に述べるように政策の選択肢を理論的に示し、その中から政策を選択する、という方法がとられないことが多い。

優生保護法から母胎保護法への改正、らい予防法の撤廃などの倫理と人権の問題が問われる問題の中でも近年、最も注目を集めた決定は脳死・臓器移植問題である。新たな立法という形で倫理的問題を決定するための議論が行われた。この問題においては「脳死はヒトの死か」という生命倫理の問題が問われることとなったが、その長い立法過程において、生命倫理的論点は削られ、最終的には脳死をヒトの死としないが、脳死体からの臓器移植を認める、という決定が行われた。

議論の端緒となった1983年厚生省「脳死に関する研究班」報告は、脳死をヒトの死と規定しようとするものであり、多方面からの批判を受けた。また、委員の構成が医学者のみであることも批判され、その後の各委員会には必ず法学者や評論家が加えられた。続く日本医師会の「生命倫理懇談会」も内容的に上記委員会の結論が追従するものであり、情報の非公開性と論拠の甘さが指摘された。これらの議論の中で、脳死をヒトの死とせず、「立法<sup>(2)</sup>がなくても、それ（移植）を合法的に進めることができる<sup>(3)</sup>」という「ヒトの死」を定義しない方法が提案され、その後の脳死臨調、立法へと引き継がれていった。

その脳死・臓器移植法案は、議員立法として中山太郎氏らによって国会に提出された後、2回の継続審議と1回の衆議院解散による廃案を経て、国会の最終盤において可決・成立した。委員会審議においては、民主党金田耕一氏の対案も同時に審議され、2案が同時に本会議に提出されるという異例の過程を経た。衆議院本会議においては、まず金田案が否決され、その後中山案が可決・成立した。その際の本会議における投票には、共産党を除くすべての党が党議拘束を外して臨んだ。傾向

(2) 刑法を改正して脳死を人の死として認めるような法改正の意。

(3) 「脳死および臓器移植についての最終報告」

としては自民党議員に中山案賛成者が圧倒的に多かった。「脳死はヒトの死ではない」としながらも、書面による臓器提供の意思の表明と、家族の同意（修正により付け加えられる）があれば、脳死状態の患者から臓器を摘出してもよい、という内容の立法となった。

しかし、臓器提供者の不足、脳死判定マニュアルの不徹底などから、はじめの数例の移植において病院のミスが明らかになり、和田心臓移植事件以来の医療不信ともあいまって、その後の日本における脳死体からの臓器移植は数例にとどまっている。

そのような険しい道のりの立法過程を経る生命倫理問題は、この後、立法ではなく「ガイドライン」などのインフォーマルな形で規制し議論されることが主流となつた。例えば、生殖医療の規制の問題においては、学会の自主規制やガイドラインによって政策を形成してきた。胚の取扱についても法的規制は形成されずにきた。しかし、1997年のクローン羊「ドリー」の誕生という国際的事件に直面し、先進各国における立法作業を受け、1998年から99年にかけて、クローン人間禁止法が立法の問題として議論されるようになったのである。

## 第2章 日本におけるクローン人間產生禁止の過程

近年の日本における生命倫理に関する重要な政策決定として、脳死立法とクローン人間禁止法が挙げられる。しかしながら、これらのふたつの政治的決定過程、立法過程はその質、時間、社会的関心の広がりの点で大きく異なっている。社会問題として脳死は多くの議論を喚起し、立法に際しても困難があつたが、2000年の「ヒトに関するクローン技術の規制に関する法律<sup>(4)</sup>」（通称クローン人間禁止法：以下通称）は社会的に対立する議論を呼びず、その内容が深く知られることなく法の施行を迎えた。決定過程についての議論がほとんどなく、研究が少ないこのクローン人間問題の決定過程を概観したい。

1997年2月にスコットランドのロスリン研究所のイアン・ウィルムート博士が、羊の乳腺細胞をもとに体細胞クローン羊「ドリー」を誕生させたことが発表された。

(4) 正式名称「ヒトに関するクローン技術の規制に関する法律」（平成12年法律第146号）

その後、生命倫理問題に積極的に取り組む体制を整えていた国は素早く対応し、当面の研究指針を次々と公表した。当時の米国大統領クリントン氏は体細胞クローニング技術の人間への応用に懸念を示す声明を出し、同年6月にはNational Bioethics Advisory Commissionの報告書の中で人間の生殖技術の応用を規制する方針が打ち出された。この報告は委員会に期限付きで答申を求めるというものであり、政府が事態の緊急性を強く認識していることを印象づけるものであった。

同年、バチカンのローマ法皇の諮問会議も見解を出し、倫理的な観点からのクローニング人間づくりの禁止を呼びかけ、主にカトリック信者の多い諸国の政策に影響を与えたと考えられる。

そのような国際情勢の中、日本においては1997年3月に内閣総理大臣の諮問機関である科学技術会議の政策委員会がヒトに関するクローニング研究への政府資金の配分を差し控える旨の決定を行い<sup>(5)</sup>、9月に科学技術庁の科学技術会議内に生命倫理委員会が設置された。1998年7月に文部省の学術審議会がまず、クローニング技術のヒトへの応用を禁止する指針案をまとめた。8月31日に文部省より「ヒトのクローニング個体の作製に関する研究の禁止」という「通達<sup>(6)</sup>」が出された。1999年、科学技術会議・生命倫理委員会・クローニング小委員会の報告書<sup>(7)</sup>、生命倫理委員会の決定<sup>(8)</sup>により、法制化の方向性が明確になった。そして、2000年には科学技術会議の生命倫理委員会、ヒト胚研究小委員会が立法によってクローニング技術のヒトへの応用を禁止する法案の原案をまとめた<sup>(9)</sup>。

(5) 科学技術会議 政策委員会「ヒトのクローニング研究に関する考え方について」  
(1997年3月21日)

(6) この1998年文部省通達においては「ヒトの体細胞由来の除核卵細胞への核移植は、研究においてこれを行わないものとする」とされていたが、2000年クローニング人間禁止法においては特殊胚の取扱の規制は緩和された。

(7) 「クローニング技術による人個体の產生等に関する基本的考え方について」(1999年11月)

(8) 1999年12月決定

禁止理由：①人間の育種や手段化・道具化の問題、②無性生殖による社会的弊害、  
③危険性

(9) 2000年3月、生命倫理委員会はクローニング個体等の產生を禁止する法律によって人クローニング胚に関する規制の枠組みについて早急に整備することを決定した。

参考：大洞龍真「ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律について」『ジュリスト』1197、2001年、pp.44-47.

法案は、まず1999年4月の第147通常国会に提出されるが、委員会に付託されることもなく、廃案となった。その後、2000年4月の閣議決定を受け、第149通常国会に内閣提出法案が提出されるが、衆議院の科学技術委員会に付託されたまま、本会議にもかけられることなく、再び廃案となった。その年9月の科学技術会議クローン小委員会の報告を受け、法案を修正することが与党・政府連絡会議で了承され、違反者の量刑が「5年以下」から「7年以下、または10年以下」に引き上げられる方向で検討が再開。さらに、法律の見直し期間が「5年以内」から「3年以内」に修正され、クローン技術の人間への応用について、慎重な姿勢をとる方向でインクレメンタルに修正されていった。

一方で、民主党から対案が提示され、内閣提出法案は10月6日、民主・近藤昭一氏他3名提出の議員立法・法案「ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案<sup>(10)</sup>」が10月26日に提出された。その後11月7日、衆議院科学技術委員会に付託され、計5回の委員会の中で議論された。議論の焦点は罰則規定と、胚の取扱いについて、また、法案の原案をとりまとめた科学技術会議、生命倫理委員会の人選についてであった。特に生命倫理委員会委員長の井村裕夫氏が神戸の「医療産業都市構想」の中心的役割を担う事実を挙げ、先端医療技術の推進に強い動機を持っており、中立的立場での議論が可能であるか、との疑問が提示された。

2つの法案は最後まで同時に審議され、採決直前に出された4派（自民党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党）共同提案による修正案と附帯決議によって、与党と民主党との合意が得られる運びとなった。修正案は、法律の見直し期間を「5年以内」から「3年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ」に変更し、「特定胚の取扱いに係る制度について」を「この法律の規定に」として、より一層厳格な規制を設ける内容であった。臓器移植立法の時のように、2案が同時に本会議に提出されるという事態は避けられた。この法案の委員会審議は9日間<sup>(11)</sup>5回、参考人意見陳述・質疑を含めて約17時間しか議論されなかった。

本会議採決に際して、自民党、民主党とも党議拘束が外されることではなく、党所

---

(10) 第150国会衆法第8号

(11) 2000年11月7日から15日まで。

属議員全員が賛成の投票を行った。社民党のみが衆議院の委員会の時点から反対を表明<sup>(12)</sup>しており、社民党議員と無所属議員の一部が反対票を投じた。

衆議院本会議では11月16日に修正案が可決したが、参議院本会議の可決は2000年11月30日で、会期末を翌日に控えて最終盤での成立となった。

同じく生命倫理立法であった脳死・臓器移植法も数度の継続審議と1度の廃案を経て、国会最終盤で可決成立したことを鑑みるに、生命倫理問題は対決法案になりにくく、政党が立場を明確にすることが難しい問題であり、さらに選挙での支持に結びつくことがないため、国会内の議事運営上、先送りにされがちであると推察することができよう。

修正に修正を重ね、付帯決議までつけるという立法の手法は通常のプロセスである。この問題で特徴的であるのは、法案の審議と同時に当該科学技術も日進月歩の変化を見せており、その進歩にも修正という形で対応しなければならなかつたことである<sup>(13)</sup>。ここが通常の議会におけるインクレメンタリズムと異なる点である。

脳死・臓器移植立法とクローン人間禁止法とでは、その立法過程と社会的反応において大きな差異があったが、立法府内での問題の位置づけと政党の関わりにおいては、後回しにされる「B級、C級法案」としての双方の地位が明らかになった。クローン人間の規制について、行政府内においても、立法を受けた指針が適用されるのが立法から約1年後と大幅に遅れたことからも、その政策としての重要性の認識が低いと言えよう。

また、臓器移植法との立法過程の差異として、党議拘束の問題が挙げられる。臓器移植立法の本会議採決に臨み、共産党を除く各党は「議員個人の倫理にかかる問題」であることを理由に党議拘束を外した。しかし、今回のクローン人間禁止法においては、各党の立場が明確にされ、「倫理にかかる」ことを理由に自由投票と

---

(12) 社民党の反対理由（要約）：1. 全体を統括する視点の欠如、2. クローン技術の定義の曖昧さ、3. 受精卵クローンについて容認している点、4. 細胞を採取される女性の視点の欠如、5. 従来の自主規制中心主義への反省の欠如、6. ES細胞研究容認の拙速、7. 人の命のはじまりについての議論の不在、8. 女性の意見の聴取欠如、9. 社会的合意不在、10. 法案審議の時間的不足

(13) Bonnicksen, Andrea L. ‘Crafting Cloning Politics’ , in Barbara MacKinnon ed. Human Cloning: Science, Ethics and Public Policy. Pp.114-131.

するというルールの成立はなかった（社民党のみが党議拘束を外した）。脳死体からの臓器移植の問題については議員個人の倫理観を問い合わせ、クローン人間産生や胚の取扱については倫理観は問われない、という説明を与えることは難しい。政党による一貫した説明は存在しない。このような立法府における短い審議を許したのは、社会的問題としての位置づけの低さであろう。

2000年末、第150臨時国会末での成立を受けて、文部科学省が法律に基づく指針案を公表したのが2001年1月であり、その指針の適用は同年12月5日となった。欧米諸国が1997年のクローン羊の誕生を受けて、緊急に規制や立法による禁止を行ったのに対して、日本においては、法的に禁止されるまでに約4年の歳月を要し、その間の規制は科学技術庁のガイドラインと、科学技術庁長官と文部大臣の声明のみであった。法律に基づく規制は、「公布の日から1年を越えない範囲で」定めることが求められており、公布の2000年12月6日からちょうど1年、定められた日限直前の制定であった。法律成立の時期が中央省庁等改革基本法に基づく中央省庁再編を2001年1月に控えた行政府の混乱期でもあったことも影響したと考えられる。

この制定の遅れは、先進諸外国が人工妊娠中絶や生殖医療などについて生命倫理に関する政府委員会、国家元首の諮問委員会、あるいは独立した専門委員会を既に持つておらず、既成の組織に議論をゆだねることによって決定の時間を短縮することができたのに対し、日本においては生命倫理に関する議論の準備が不十分であり、まず専門委員会を設置することからはじめ、作業部会を組織しなければならなかつたことに由来する。

クローン技術規制法の内容としては、①ヒトクローン胚をヒトまたは動物の胎内に移植することを禁止し、②胚の取り扱いに関する指針により、実施者に届出、実施期限、計画変更命令、立入検査、措置命令等に従うことを求めるものである。

法案修正過程において最も問題とされたのは罰則である。厳罰化によって立法の目的を明確にしクローン人間産生を禁止することが目的とされた。①のヒトクローン胚等のヒト又は動物の胎内への移植の禁止に違反した者は「10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、または併科」が、②の特定胚の適正な取り扱いに違反したものは「1年以下の懲役、または100万円以下の罰金」が科されることになった。

このようにして、日本において人間にクローン技術を応用してヒトを誕生させる

ことは法的に禁止されたのであるが、この間の社会状況において特筆すべき点は、マス・メディアの関心の薄さである。全国紙の新聞も委員会、国会に提出されてからの扱いについて、断片的な情報しか報じておらず、関連の特集、賛成論・反対論の紹介すらない。問題が科学の専門的知識を必要とするから、という理由にしては脳死・臓器移植問題の時との反応が異なる。マス・メディア内の情報選択の問題と共に、日本人が生命倫理の問題に敏感に反応しないことが確認された。後述するように、ヨーロッパでの立法、法改正の議論や米国における「クローン人間禁止法」の議会での否決と再提出の試みに比して、日本においては議論に広がりがない。

### 第3章 諸外国のクローン人間産生禁止の動向と国際基準作成への動き

クローン人間の産生をどのように規制するか、というのは現在進行形の問題である。日本に先駆けて禁止立法を行った国もあれば、禁止法が議会で否決され、他の規制の道を模索している国もある。また、規制の動きがない国々についても包括的なガイドラインが必要であるという考え方から、国際的な共通（規制・禁止）ルールを作成する試みもある。

キリスト教諸国、特にカトリックの信者の多い国の決定に影響を与えるバチカン・ローマ教皇庁の見解は明確である。まず彼らは胚について、受精の瞬間から人間であるとする。その上で、ヒトのクローニングを行うべきでないと結論づけた<sup>(14)</sup>。理由は限りなくある。

クローニングの過程で、人間の基本的関係が壊されること、功利主義的な考え方を採用するならば数人の人間が他の人間を支配する関係になること、クローン人間として生まれた人間の尊厳が脅かされるであろうこと、ヒトを総体的な存在ではなくモノとして扱うことの問題性、命を賜物（gift）としてではなく生産物として扱うこと、人間間の平等の原理が壊されること、優生学的思想からヒトに優劣がつけられること、などが挙げられる。

フランスにおいては、クローン人間の問題が顕在化する以前から生命倫理に関する

(14) Juan de Dios Vial Correa, Mons. Elio Sgreccia, 'Reflections on Cloning', Pontificia Academia Pro Vita.1997

る法律が存在した。1994年に成立した「生命倫理法」によって、生体外でのヒトの胚作成禁止などの規制が行われてきた。また、民法典第16条「法は人身の至上性を保障し、その尊厳へのあらゆる侵害を禁じ、人をその生命の始まりから尊重することを保障する」との条文に依拠して、人の種の完全性の侵害禁止、優生学的処置の禁止などのクローン技術の人への応用を禁止する大統領令<sup>(15)</sup>が出された。

ドイツでは1975年の妊娠中絶裁判<sup>(16)</sup>から、胚をめぐる議論が活発であり、1990年の「胚保護法」によって、胚の地位が法的に定められており、ヒト胚を用いた研究や余剰胚の廃棄などに関しては非常に厳しい規制が存在する。また、ドイツ基本法1条1項の「人間の尊厳」もクローン技術のヒトへの応用に歯止めをかけるものとして論じられた。ゆえにドイツにおいては、クローン人間産生は禁止されている。体細胞クローン胚を女性に移植することは未遂も含めて罰則が存在する。この厳しさは、ナチス・ドイツ時代に優生学的な見地から人体実験を行い、生命の選別を行い、障害者や移民、ユダヤ人の虐殺につながった生命観の復活を危惧する社会背景に由来する。

英国は、直接的にクローン人間を禁止する立法がなかったが、2001年11月に高等法院によって「現行法はクローン人間を規制できない」との判決を受け、立法作業を行った。胚については1990年の「人の受精と胚研究に関する法律」(Human Fertilisation and Embryology Act) があり、胚の取り扱い等には規制があるが、胚および配偶子を用いた研究や生殖医療は行政庁の許可があれば可能である<sup>(17)</sup>。

ロシアでは2001年4月、クローン人間産生禁止法が下院を通過した。その際、反対派極右政党は棄権し、下院は全会一致で可決された<sup>(18)</sup>。

米国は、クローン羊誕生後、非常に早く対応をした国であるが、クローン人間を

(15) 科学技術庁科学技術政策研究所『生命と法——クローン技術はどこまで自由か』大蔵省印刷局 2000年, p.152-158.

(16) 青柳幸一「科学/技術の進歩と人間の尊厳」『ジュリスト』1222号 2002年5月  
嶋崎健太郎 「胎児の生命と妊婦の自己決定」『ドイツの憲法判例』ドイツ憲法判例研究会編 1996年, p.49.

(17) Ian Wilmut氏もヒトのクローニングには反対を表明 Wilmut, Ian, Cloning People in Wilmut, Ian, Campbell, Keith, Tudge, Colin eds. The Second Creation, Farrar, Straus and Giroux, N. Y., 2000, pp.267-298.

(18) 2001年4月19日下院通過

禁止する法律は2002年5月現在、存在しない。まず、1997年にクリントン大統領がクローニング研究への連邦政府資金提供の凍結と、民間に研究停止のモラトリアムを求める声明を出した。大統領は国家生命倫理諮問委員会（National Bioethics Advisory Committee）に対し、90日以内に報告を行うよう命じた。この報告は、基本的にはクローニング技術の人間への応用を禁止すべき、というものではあるが、その論拠としては①安全性が確立していないこと、②社会的合意がないこと、しか挙げることができなかった。報告の中では、様々な宗教者の意見の聴取や、多くの論者の反対意見；クローニング人間として生まれた者の尊厳の問題や家族・両親といった人間関係の崩壊の問題、社会的価値への害、人をモノとして扱うことの問題性、優生学への懸念、を紹介しているが、リスクと便益<sup>(19)</sup>を考慮すると最も説得的な理由は「安全性<sup>(20)</sup>」の問題へ帰結した。これが大統領のクローニング研究の5年間のモラトリアム宣言につながったが、もし安全性が確保された場合、どのような議論が可能か、という大きな問題を残す結果となった。同時に、FDA（食品安全医薬品局）も「安全性」のみを関心事としてクローニング技術の監視にあたっている<sup>(21)</sup>。

ジョージ・W・ブッシュ政権になってから、新たにクローニング人間禁止法が議会に提出され、2001年7月に下院において265対162の賛成多数で可決した。現在は上院において議論が行われており、大統領は人クローニング胚作製全面禁止の法案を支持するよう求めている。この問題は共和党の大統領から提示されたこともあり、人工妊娠中絶のPro-Life（生命尊重）の思想と混同されて報じられることが多い。マス・メディアの論調は大統領に批判的であり、共和党内でも上院において対案が準備されている<sup>(22)</sup>。

国連加盟国だけでも189カ国あるうち、クローニング技術の人への応用についての規

- 
- (19) Report and Recommendations of the National Bioethics Advisory Commission, 'Cloning Human Beings', June 1997, p.i.
  - (20) 体細胞クローニングの作製成功の確率の低さの他に、胎児の過大化、胎盤の肥大、羊膜水腫の形成、血管系の細胞異常増殖による血管肥大、肺機能の未熟に伴う呼吸不全、胸腺の欠失などが挙げられる。（今井裕 「体細胞のリプログラミングとクローニング動物の生産」『遺伝』56巻1号 2002年1月号
  - (21) Cohen, Cynthia B. Banning Human Cloning = Then What? In Kennedy Institute of Ethics Journal Vol.11, No. 2, pp.205-209.
  - (22) The Pro-Life Case of Human Cloning , the New York Times, May 2, 2002

制が存在する国はごくわずかである。そこで、国際的な協定や条約によってクローン人間の産生を禁止しようとする試みが続けられている。国際連合においても2001年クローン人間にに関する研究会が発足し、2002年には禁止を求める報告を提出した。2002年3月、国連のクローン人間禁止に関する特別委員会<sup>(23)</sup>はクローン人間の産生を禁止することで各国の同意をみた。しかし、クローン胚研究も禁止する包括的な条約にすべきかどうかで対立し、審議は継続となった。フランスとドイツはクローン人間のみを禁止する限定的な条約を準備し、イタリアやスペインはクローン胚研究まで禁止する包括的条約を支持している。

欧州評議会は1996年11月に「人権と生物医学条約」を採択し、その後、この条約の下でヒトクローン産生の禁止の議定書を成立させた。

WHOは1997年に総長がクローン技術のヒトへの応用に対して反対の声明を出した。ユネスコの「ヒトゲノムと人権宣言」にもクローン人間産生禁止の条項が含まれている。

これらの国際的規制の流れの背景には、2001年に米国のAdvanced Cell Technology社が生殖細胞のクローンを作ったと発表したことや、イタリア人医師がクローン人間産生の計画があると公表したこと、などのいくつかのセンセーショナルな報道がある。これらの共通点は、法的に技術の応用が禁止されていない国において研究・治療を実施するという点である。技術をもって、規制のない国に行き、クローン人間を産生することを妨げない現状に対応しようとするものだ。

#### 第4章 日本のクローン人間政策の評価

クローン人間禁止法の成立過程とその内容については様々な論評を行うことができる。一部の者が実施する実験に関わる問題であること、形而上学的问题を含む倫理判断が要求されること、などの理由で、論者によって視点は様々である。ここでは、クローン立法に対する賛成意見、批判を整理する。

決定が立法という形式をとったことは、社会秩序の安定という見地からは積極的

---

(23) Committee Charged With Elaborating Convention to Ban Human Cloning Concludes First Session at Headquarters, 1 March, 2002

に評価することができる。中央官庁のガイドラインや学会や実施機関の内規と内部の倫理審査会によるインフォーマルな規制しか存在しない生殖医療の問題に比べると、研究・治療において少なくとも何をしてはいけないか、ということは明確に規定された。

また、7年近くもかかった脳死・臓器移植立法に比べ、一度廃案になったとはいえる、結論が出されるのが早かった、という点も評価の対象であろう。

一方、問題点も多く指摘される。以下、様々な研究者の意見を参考しつつ、批判すべき点を5つに分類した。

1つ目としては、「原則の不在」である。クローン人間を產生すべきでない、という法の趣旨は明白であるが、何を根拠に禁止するのか、という論拠が提示されず、また議論も行われなかった。諸外国は胚をどのように定義するか、すなわち、発生のどの時点から人間として扱うべきかを論じ、人間の尊厳とクローン技術の関わりについて論議している。生殖医療と生殖医学研究の規制に、クローンなど発生操作研究の規制を加え、一本化した法令を設ける傾向にある<sup>(24)</sup>。それに比して、日本の立法過程においては、一貫して胚の定義に関わるような生殖技術・生殖医療との関連は排除された。そのため、日本のクローン人間禁止法は世界初（唯一）のヒト・クローンに関する単独立法となった。これは不妊治療に携わる臨床医師が、自らの医療行為を規制されることを危惧して反対することが予想されたためとも考えられる<sup>(25)</sup>。

第2点は「拙速」という批判である。科学技術会議・生命倫理委員会・クローン小委員会において科学技術庁事務局が「唐突」に法制化を促す論点整理メモが出てきた<sup>(26)</sup>、という批判や、有効でない委員会審議・参考人質疑の問題<sup>(27)</sup>、生殖補助医療との関連性の議論が不足したままである、という批判<sup>(28)</sup>がある。衆議院での委員会審議が約17時間というのも、他の対決法案に比べれば非常に短い。採決の日程についての委員会理事会における合意がなかったことも議事録からうかがえる。

(24) 橋島次郎 『先端医療のルール』 講談社 2001年, p.197.

(25) 米本昌平「クローン人間の倫理と法的規制」『遺伝』56巻1号 2002年1月号, p.48.

(26) 西村浩一 論文 御輿久美子 他著 『人クローン技術は許されるか』 p.68.

(27) 御輿久美子 論文 御輿久美子 他著 『人クローン技術は許されるか』 pp.41-43.

(28) 北川れん子 論文 御輿久美子 他著 『人クローン技術は許されるか』 pp.84-10.

3点目として、「専門委員会の人選」の問題が挙げられよう。国会における委員会審議においても議論されたように、クローン技術に関する法規制は、一部の研究を妨げる可能性がある。ES細胞の研究や、核移植技術による治療などの研究が規制されれば、学問としてもビジネスとしても不利益を被る一群の人々がいる。そのような当事者に立法の方針を決める委員会において重要な役割を担わせることが適当であるか、という問題が提起されている。多くの分野から多様な意見を求めるような幅広い議論をめざした場合、脳死臨調に見られたような統一的意見の一一致を見ることができず、反対意見併記の答申が出される可能性もはらんでいるため、人選は決定において重要な要素である。米国においては、自らの研究を規制されることを恐れる科学者は民主的な手続きを避け、コントロールすることのできる専門の諮問委員会に決定権を集中させようとしている<sup>(29)</sup>とされる。専門的な知識を持つ人物の参加が必須であるだけに、今後の先端医療に関する決定における「専門委員会」の役割とその人選は大きな課題となろう。

次に、「限定された禁止」つまり、ヒト胚についての狭い定義の問題である。法律では、ヒト胚を「特定胚」と定義し、発生学上も非常に狭い定義で捉えている<sup>(30)</sup>という問題がある。また、この定義によると、ヒト胚のクローンやヒト集合胚、ヒトと動物の集合胚の作製を禁じることができない、などの問題点がある。人間の尊厳を守ることを目的とするならば、ヒト・キメラやヒト・動物・キメラは単性生殖以上の問題を提起すると思われる。

第5点目は、政策決定過程上の問題である「多省庁の連携の困難」という問題だ。中央省庁再編前は、医療は厚生省、医療技術は科学技術庁、研究は文部省、特許は特許庁といったタテ割りの政策づくりが行われていた。各省庁は独自の審議会や諮問委員会をもち、それぞれに答申を出し、ガイドラインをつくる傾向にある。それが独自に時には競合して議論を深めることは望ましいが、そこでの専門委員会の委員の重複が多い場合や答申内容が酷似している場合は、行政のプロセスに大きな無駄があると指摘することができる。また、クローン人間禁止法ができた2000年

(29) Evans, John E., *Playing God?*, the University of Chicago Press, 2002, p.180.

(30) 米本昌平「クローン人間の倫理と法的規制」『遺伝』56巻1号 2002年1月号, p.48.  
「マニアックな分類」「条文にはカタカナが使えない」ことも原因の一つとして挙げられる

12月は、中央省庁再編のまさに直前であり、法の施行時には新しい省庁として対応することが求められた。文部科学省においても、文部省と科学技術庁とで別個に審査してきた案件を統合した委員会で再検討する必要が生じた。元来、科学技術庁主導で立法を行ってきたのにも関わらず、新省庁で主導的な役割をもつ文部省との連携は複雑な問題を生じさせ、決定の遅れにつながった。

このように、体細胞クローニング羊の誕生という科学的事件を受けて、様々な対策を講じてきた日本の行政は、内部の軋轢や外部との関わりにおいて問題を呈し、そこから提出された法案には多くの批判が行われた。また、立法過程においても、生命倫理問題の軽視や国会議員・政党の役割に対して疑問がもたれる事態を招いている。

## 第5章 生命倫理政策オプション

クローニング人間に関する政策の選択肢は多様にある。日本において提示されたのはそのうちのひとつに過ぎない。中央省庁とその周辺の専門委員会には、多くの選択肢を国民に提示して、選択するための情報を提供することが民主主義的社會として求められていると考えるが、残念ながら、国民に示されるのはひとつの政策とその結論である。

クローニング人間について、政策の選択肢を示すとすれば、厳しい規制から研究の自由を最大限認めるものまで、大別して4種類ある。

最も厳しい選択肢は、バチカンの示すそれと似て、ひとつの倫理原則に則って技術の適応を禁止することである。宗教の中にはクローニング人間を「遅れてきた双子」として容認するところもあるが、ここでは「唯一絶対の法則に従う」という選択として示したい。しかし現実的には、このような宗教的原理に基づいてクローニング人間を禁止する国はない。

次に厳しい選択肢と言えるのは、あるひとつの原則を立て、それに則って諸規則を決定することである。フランスの生命倫理法に顕著に現れた特徴である。社会が（あるいは国会が）最も重視する価値は何かをまず示し、個別の例を検討していくという方法である。これには、説明力が高いという利点があると同時に、多様な文化的背景をもつ社会には適応しにくいという難点がある。

一方、英米など多くの国で選択された政策とは、「社会的合意のないものだけを禁止する」というものである。ES細胞の応用の可能性が脚光を浴びてきて以来、たとえ倫理的に疑問があつても、治療に役立つ科学技術を規制することは医学の発展を妨げる、という考え方に基づく決定である。また、ゲノムや遺伝子治療がビジネスとして成立する中、科学技術政策として、自国の研究者が遅れをとることを懸念することも限定的規制の理由である。しかも、この「社会的合意」は安全性の問題を克服することができれば、宗教的な反対理由しか残らないため、確立する<sup>(31)</sup>と考えるのである。

最も規制が緩いルールは、「いかなる科学技術の研究も禁止しない」というものである。研究の自由、学問の自由を最大限に認めるという理由もあろうが、やはりそこに科学研究のブレイクスルーへの可能性がある限り、追求するべきだとする政策である。倫理よりも国家単位での費用便益計算を優先させる功利主義的選択ということができる。一切の価値に関する議論を排除しており、ある意味でシンプルかつ説得力がある。

これらの政策類型をクローン人間規制（あるいは規制しないこと）の「理由」を探すことから行うのは困難である。専門委員会の報告書や答申には説得的な理由が記述されているが、常に何が本当の理由なのか、と問われ続ける問題であるからだ。日本も、一見すると4類型のうち3番目に厳しい「社会的合意のないものだけを禁止」している立法のように見えるが、多くの批判意見を鑑み、立法過程を概観するに、そこに「社会的合意」を反映させる可能性があったかどうか疑わしい。選択肢を示し、最適なものを選ぶ、という合理的な選択は、生命倫理問題においては非常に難しいと思われる。

---

(31) Silver, Lee M. Cloning, Ethics, and Religion in Brannigan ed. Ethical Issues in Human Cloning, Seven Bridges Press, N. Y., 2000, pp.100-105.

## 終章 生命倫理に関する政策の課題

生命倫理に関する決定の方法は一様ではない。数年の議論と試行錯誤の後も、研究者は最も適切な決め方を提示することができない。しかしながら、クローン人間についての日本と諸外国の政策決定過程を調査し、比較する中で、いくつかの日本の大きな課題が明らかになった。

まず、生命倫理に関する議論を行う土壤づくりが必要であるということである。多くの国はクローン人間が政策決定の問題となる以前に、人工妊娠中絶や生殖医療の政策を決定する過程で、ヒトのはじまりについて議論し、専門委員会も組織されていた。いくつかの国には胚に関する立法すらあった。それに比べて、日本において生殖医療はAID（非配偶者間生殖）などについても、日本産婦人科学会の自主規制に決定を委ね、学会のガイドラインを遵守する意思のない医師は学会を脱会し（あるいは除名され）、医療を合法的につづけることができる。日本医師会ですら、任意加入の団体であるため、ドイツの場合と異なり、強制加入の職能集団ではなく、強制力はない。ここには、あえて立法や法改正をして混乱した議論を展開するよりも、黙認という形で生命倫理の難問をやり過ごそうとする政策態度が見られる。これは、今後安楽死問題において、避けられない問題として直面することになろう。

次に、政党内における生命倫理に関する議論の場がない、という問題点が挙げられる。クローン問題においても、修正案を出した民主党の一部の議員と社民党の議員だけが積極的に委員会で意見を述べ、参考人を呼び、反対論を展開したが、与党からはなぜその法案が適切であるのか、ということに関する説明は一切なかった。本会議の採決に際しても、脳死・臓器移植立法の時は「議員個人の倫理的問題だから」と党議拘束を外し、クローンの問題では社民党以外、党議拘束を外さない、という態度の一貫性の欠如も見られた。生命倫理の問題は、米国での人工妊娠中絶問題の他には選挙の争点として浮上することはなく、票にならない問題である。また、日本の国會議員の政策立案の体制には、人員・予算の面からも、独自に倫理的問題を調査し、提言を行う余裕はない。第3者機関はなく、脳死・臓器移植問題においてかろうじて第3者機関としての役割を担ったマス・メディアもこの問題には登場しなかった。

第3の課題として、立法府内に倫理問題を決定する際のルールが必要だということを提起する。専門委員会の答申を受け、委員会審議に入ると、各党推薦の参考人に話をさせる以外、講じる手段がないのが現状である。また、脳死・臓器移植立法においては、対立する2つの法案を同時に本会議にかけ、1案を否決してからもうひとつを可決する、という手法をとった。これは、委員会での調整が難航したことによる苦渋の策ではあったが、万一2案が両方共可決してしまった場合にはどのような法的状況がもたらされるのか不明であり、先例として好ましくない。各委員会の理事会、また議院運営委員会レベルでの倫理問題についての取り扱いの議論を行うべきである。

最後の課題として、生命倫理教育の必要性を挙げたい。日本においては、生殖や死を語ることは未だにタブーとされている部分もあり、公に倫理を語らない。また、教育と経験の不足によって語るべき死生観すらもちあわせない、というケースもある。この倫理の不在は、日本文化の特徴として看過すべきものではなく、情報と機会を共有することによって個人の意見を形成し、社会のコンセンサスを形成することを目指すべきではないか。

クローン技術に関する問題は、2000年の立法で終わったわけではない。むしろ、議論の始まりである。この難問に対処するため、バイオエシックスの問題としてだけではなく、公共政策の問題として生命倫理問題を位置づけ、政策過程を研究することが必要であると考える。